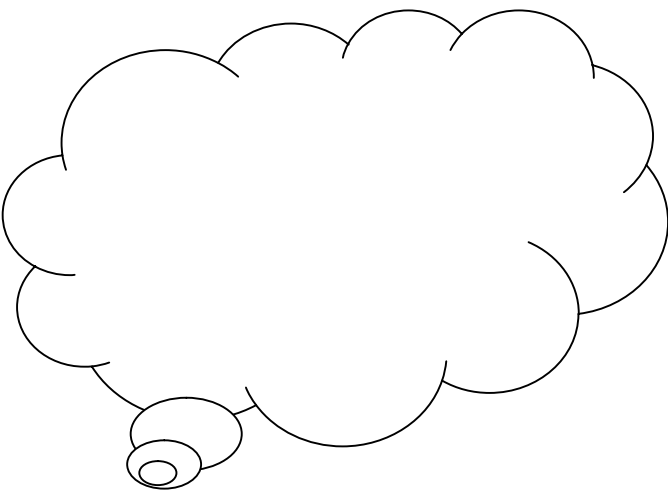


今月のお知らせ



マイナンバーを利用した
「年末調整」の時期が来ました。

準備を始めてください。

第 2 7 3 号
平成 28 年 11 月 1 日
税 理 士 法 人 大 嶋 会 計
公 認 会 計 士 ・ 税 理 士
大 嶋 良 弘
T E L 0 4 3 - 2 4 1 - 6 1 2 1
F A X 0 4 3 - 2 4 3 - 3 4 3 0
U R L <http://www.osmk-ohb.co.jp>
E - Mail yohshima@osmk-ohb.co.jp

今日(10月31日)は、昨日に続き寒さを感じられるようになってきました。

11月のスケジュールを見ると、税務調査とゴルフコンペが多く記載されています。

ゴルフに時期があるように、税務調査にも時期があるように思います。

税務署の定期人事異動が7月10日とされています。国や地方自治体の会計年度は、4月に始まり3月に終了します。税務署の事務年度は7月に始まり6月に終了します。

これを受けて、7月10日に一斉に人事異動が行われます。

原則、本人への内示は辞令の4日前。異動までの期間は、事務官・調査官・上級クラスで3～4年、統括官・副署長クラスで2年とされています。署長の場合は、1年程度で勇退が多いようです。

7月、8月で異動後の体制が整い、12月の年末調整前までに税務調査の実施を行うことになるようで、9月、10月、11月に税務調査が多くなるようです。

この時期は、新人税務署員の実地訓練の場でもあります。

この新人研修での税務調査は、実務がほとんどわからない税務署員にいろいろ説明するため会社側にとっては、こまごまとした資料準備で時間を取られる時もあります。

今月の税務調査も、そのような新人さんが多いように感じられます。

ゴルフでは、新人さんには「ゴルフマナー」を先輩ゴルファーが教えます。

プレーは素早く、他のメンバーに迷惑をかけないように数本のクラブを持ってボールのある所まで移動するなどを教えます。

ところが、税務調査での新人への教育は、納税者へ迷惑をかけない配慮が十分とは感じない場合があります。

そんな場面では、私は「質問の内容をはっきりさせて質問してください。無用に納税者を混乱させないようにお願いします。」などと、言ってしまうこともあります。

すべての税務調査員がそのようなことではないのですが、税務調査は職権で行われているのですから、それなりの心構えが必要と思います。

翻り、大嶋会計の職員が毅然と税務調査に対応するためには、徹底的に研修し、対応能力を身に着ける事が大事です。

この立場を堅持するため、これからも皆様に「頼りになる会計事務所」として、研修を充実していきます。

以上